感染拡大防止策

１．発熱、咳、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、嗅覚・味覚異常などの体調不良となった参加者は、速やかに大学及び所属課外活動団体に連絡します。

また課外活動団体は参加者の体調不良を知った時は直ちに本学に連絡します。

２．課外活動団体は、本学と常時連絡がとれるようにします。

３．大学のトレーニングルームの使用人数については、使用者と補助者を含め大津地区については１２名以内、彦根地区については２０名以内に限定し、使用にあたっては①の係に課外活動計画を届出、承認を得た上で使用します。

使用の際は、充分に換気を行い、使用前後にはトレーニング機器のアルコール消毒を行うとともに、使用するトレーニング機器の間隔を空け使用します。

４．参加者の氏名、連絡先、健康状態を把握し、常に連絡できる状態にします。

対外試合や本学以外の団体との共同活動を行う場合は、相手団体の代表者あるいは活動主催者と常に連絡できる状態にします。

５．対外試合や本学以外の団体との共同活動を行う場合は、双方の活動指針を遵守します。

６．会飲食や宿泊を伴う活動は行いません。

ただし、課外活動団体が加盟している各中央競技団体や連盟等の公式戦への出場で宿泊が必要な場合は、感染症対策についての計画書（特に個室であることや食事の際の感染症対策）を提出し、宿泊を認められた場合は除きます。

なお、宿泊に伴う会飲食については、座席間を空ける、対面としないなどの密を避ける対策をとります。

７．新型コロナウイルス感染の特徴と本指針の内容を参加者に十分理解させます。

８．少しでも発熱、咳、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、嗅覚・味覚異常などの体調不良がある者を参加させません。

また、そのような症状のある参加者は直ちに本学及び所属活動団体に連絡します。

９．参加者に感染者が確認された場合又は濃厚接触者等感染の疑いのため保健所や検疫所の指示により自宅等での待機中の者が確認された場合は、活動を中止します。

９．厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ」を積極的に利用します。

10．参加者の数は１００人以内とし、課外活動への参加や出席を強制しません。

ただし、屋内の教室等を使用する場合の参加者の数は、収容定員の半数以下（上限１００名）とします。

また、体育館を使用する場合の参加者の数は、体育館全体で１００人以内とします

11．参加者が活動前後に手指消毒を確実に行います。

アルコールの消毒液がない場合は、石鹸による手洗いを確実に行います。

12．マスクなしでの会話をしません。

13．活動前後の移動や集合なども含めて、活動においては、できる限り人と２ｍの距離（短時間でも１ｍ）を確保します。

14．屋内での活動は、できる限り常時窓、扉を開放します。

常時開放が難しい場合は、少なくとも１時間おきに、屋内の空気が入れ替わるように換気します。

15．部室、更衣室、シャワールーム等の閉鎖空間の使用はできる限り行いません。

使用せざるを得ない場合は、以下の条件を守ります。

・可能な限り、一人ずつの使用とします。

・複数の者が使用する場合は、一度に使用する人数を最少限します。

・シャワー等マスクを着用できない場合を除き、マスクを着用して利用します。

・マスク着用の場合であっても、13に定めるように人との距離を確保し、会話せず短時間で行います。

16．活動終了後に、共用した物（情報機器、ボールなど）や多くの手が触れる場所（テーブル、ドアノブ等）をアルコールで清拭消毒します。

可能ならば晴天下の日光消毒も有効利用します。

17．近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合っての発声や歌唱等を伴う活動は行いません。

18．呼気が激しくなりやすい運動は、人と人との間隔を２ｍ程度確保して活動を行います。

19．課外活動団体が活動を実施する際は、この活動指針を遵守すること。

ただし、⑦の活動について、課外活動団体が加盟している各中央競技団体や連盟等において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専門的知見を活かし策定された指針等が示されている場合は、その指針を提出し、⑦の活動が認められた場合は除きます。

本団体は、上記の防止策を施した上で、課外活動を実施します。

令和　　年　　月　　日

団体名

代表者名

連絡先（電話）